

「屋根耐風診断・耐風改修費補助事業」を開始します
～既存住宅の瓦屋根の耐風診断及び耐風改修に係る費用の一部を助成～

千葉市では、令和元年に発生した房総半島台風などによる建物被害を踏まえて、強風による住宅屋根の被害を防止し、市民生活の安全を確保するため、既存住宅の瓦屋根の耐風診断及び耐風改修に係る費用の一部を助成する「屋根耐風診断・耐風改修費補助事業」を新規事業として開始しますので、お知らせします。

1 補助の対象となる住宅

- (1) 令和3年12月31日以前に建設された市内にある住宅
- (2) 屋根が粘土瓦葺きまたはプレスセメント瓦葺きのもの
- (3) 専用住宅または兼用住宅
- (4) 耐風診断の結果、告示基準(※)に適合していないと判定された住宅（耐風改修のみ）

※告示基準とは

令和2年国土交通省告示1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号の規定

2 補助の対象となる方

- (1) 住宅を自ら所有し、かつ居住していること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 国または地方公共団体による同様の補助を受けていないこと。

3 補助の対象となる内容

- (1) 耐風診断
専門家が告示基準への適合を確認するために行う瓦屋根の診断
- (2) 耐風改修
告示基準に適合する瓦屋根への全面改修、またはスレート・金属屋根等への全面改修

4 補助額等

種 別	補助率	上限額	募集件数
耐風診断	2 / 3	2万1千円	30戸
耐風改修	23%	55万2千円（屋根面積による上限あり）	30戸

5 受付期間

令和4年6月15日（水）～7月15日（金）

※受付期間内に募集件数を超えた場合、抽選を行うことがあります。

募集件数に達しなかった場合は、期間を延長します。

6 問い合わせ先

都市局建築部建築指導課（中央コミュニティセンター3階）

電話 245-5836

E-mail shido.URC@city.chiba.lg.jp